

魚津市告示第79号

魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年5月8日

魚津市長 村椿 晃

魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院(以下「補助対象者」という。)による産婦人科医療体制の整備に係る事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を支援することにより、市内の産婦人科診療及び治療の充実を図るとともに子育て支援及び女性の健康づくりを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる事業の種類、対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助金額
整備費補助金	産婦人科医療において使用する医療機器の整備に要する経費	対象経費の額
運営費補助金	産婦人科医療に要する経費(医師、看護師及び助産師の確保及び配置に要する費用に限る。)	対象経費の額

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 備品整備計画書(整備費補助金に限る。)

(4) 運営計画書（運営費補助金に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金概算払請求書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、補助金の概算払を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合に限り、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内の日又は事業を実施した年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) 備品購入報告書（整備費補助金に限る。）

(4) 運営報告書（運営費補助金に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金の額の確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した減価償却資産（機械、器具その他の動産にあつては単価が30万円以上のものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） この要綱又は規則に反する行為があつたとき。
- （3） この要綱又は規則に基づく市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所 在 地
補助対象者名
代 表 者 名

年度魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付申請書

年度において魚津市産婦人科医療体制整備事業を実施したいので、魚津市産婦人科医療体制整備事業補助金 円を交付されるよう、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 申請額内訳

区分	交付金交付申請額
1 整備費補助金	円
2 運営費補助金	円
合計	円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記 1）
 - (2) 収支予算書（別記 2）
 - (3) 備品整備計画書（整備費補助金に限る。）
 - (4) 運営計画書（運営費補助金に限る。）
- ※（3）及び（4）は、任意の様式で作成すること。

別記 1

事業計画書

1 事業の概要

事業の目的	
事業内容	
実施時期	年 月 日から 年 月 日まで

別記 2

収支予算書

【収入】

(単位：円)

区 分	金 額	内 訳
市補助金		
医療収入		
そ の 他		
計		

【支出】

(単位：円)

区 分	金 額	内 訳
計		

様式第 2 号（第 5 条関係）

魚津市指令 第 号

所 在 地

補助対象者名

代 表 者 名

魚津市産婦人科医療体制整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金について、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額

金 円

3 補助金の交付条件

（1） 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

（2） 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

年 月 日

魚津市長 あて

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

年度魚津市産婦人科医療体制整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市産婦人科医療体制整備事業補助金について、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

	整備費補助金	運営費補助金
補助金交付決定額	円	円
既交付額	円	円
今回請求額	円	円

2 概算払の必要な理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

年度魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市産婦人科医療体制整備事業については、次のとおり事業を実施したので、魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 実績額内訳

区分	交付金交付申請額
1 整備費補助金	円
2 運営費補助金	円
合計	円

2 関係書類

- (1) 事業実績書（別記 1）
 - (2) 収支精算書（別記 2）
 - (3) 備品購入報告書（整備費補助金に限る。）
 - (4) 運営報告書（運営費補助金に限る。）
- ※（3）及び（4）は、任意の様式で作成すること。

別記 1

事業実績書

1 事業の概要

事業の目的	
事業内容	
実施時期	年 月 日から 年 月 日まで

別記 2

収支精算書

【収入】

(単位：円)

区 分	金 額	内 訳
市補助金		
医療収入		
そ の 他		
計		

【支出】

(単位：円)

区 分	金 額	内 訳
計		

様式第 5 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

魚津市産婦人科医療体制整備事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚津市産婦人科医療体制整備事業補助金について、次のとおり額の確定を行いましたので、**魚津市産婦人科医療体制整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。**

年 月 日

魚津市長

確定額

金 円